

# 令和元年 1 1 月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和元年 1 1 月 2 2 日（水曜日） 1 3 時 2 7 分～ 1 6 時 3 7 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）中野委員長 松尾委員 内田委員  
（事務局）稲富事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹  
鶴澤係長 安田係長 江口係長 安心院主事

## 議事事項

### 1 令和元年 1 1 月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について

11 月定例会に提案される 2 件の条例（案）について、内容を検討した結果、佐賀県議会議長から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた場合には、異議がない旨回答することを決定した。

#### 【説明】

乙第 81 号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

#### 1 改正の理由

令和元年 10 月 8 日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員の給与改定等を行うため。

#### 2 改正の内容

##### (1) 佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和元年の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合 再任用職員以外 92.5/100 上記のうち特定幹部職員 112.5/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 92.5/100 97.5/100 上記のうち特定幹部職員 112.5/100 117.5/100	R 元勧告 どおり	条例第 1 条による改正後の第 17 条の 4
イ	令和元年公民較差による給料表の改定	R 元勧告 どおり	条例第 1 条による改正後の別表第 1～第 4（第 3 条関係）

ウ	令和2年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 再任用職員以外 6月 92.5/100、12月 97.5/100 95/100 上記のうち特定幹部職員 6月 112.5/100、12月 117.5/100 115/100	R元勧告 どおり	条例第2条による改正後の第17条の4
---	--	-------------	--------------------

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
エ	令和元年の期末手当の支給割合の改定 6月期の期末手当の支給割合 167.5/100 12月期の期末手当の支給割合の改定 167.5/100 172.5/100	R元勧告 どおり	条例第5条による改正後の第8条
	その他規定の整理		条例第5条による改正後の第5条及び第7条
オ	令和2年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 6月 167.5/100、12月 172.5/100 170/100	R元勧告 どおり	条例第6条による改正後の第8条

(3) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
カ	令和元年の期末手当の支給割合の改定 6月期の期末手当の支給割合 167.5/100 12月期の期末手当の支給割合の改定 167.5/100 172.5/100	R元勧告 どおり	条例第7条による改正後の第6条
キ	令和2年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 6月 167.5/100、12月 172.5/100 170/100	R元勧告 どおり	条例第8条による改正後の第6条

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ・ 2の表中 ア・イ・エ・カ 公布の日
- ・ 同 ウ・オ・キ 令和2年4月1日

(2) 適用日

- ・ 2の表中 イ 平成31年4月1日
- ・ 同 ア・エ・カ 令和元年12月1日

4 検討内容

本件条例の内容は、令和元年10月8日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

乙第 85 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

令和元年 10 月 8 日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県公立学校職員の給与改定を行う等のため。

2 改正の内容

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和元年の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合 再任用職員以外 92.5/100 上記のうち特定幹部職員 112.5/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 92.5/100 97.5/100 上記のうち特定幹部職員112.5/100 117.5/100	R 元勧告 どおり	条例第 1 条による改正 後の第 21 条
イ	令和元年公民較差による給料表の改定	R 元勧告 どおり	条例第 1 条による改正 後の別表第 1 ~ 第 4 (第 5 条関係)
ウ	令和 2 年 6 月期以降の勤勉手当の支給割合の改定（6 月期、12 月期の割合を平準化） 再任用職員以外 6 月 92.5/100、12 月 97.5/100 95/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 112.5/100、12 月 117.5/100 115/100	R 元勧告 どおり	条例第 2 条による改正 後の第 21 条
エ	号給の増設に係る給料表の改定	R 元勧告 どおり	条例第 2 条による改正 後の別表第 1 ~ 第 2 (第 5 条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ・ 2 の表中 ア・イ
- ・ 同 ウ・エ

公布の日  
令和 2 年 4 月 1 日

(2) 適用日

- ・ 2 の表中 イ
- ・ 同 ア

平成 31 年 4 月 1 日  
令和元年 12 月 1 日

4 検討内容

本件条例の内容は、令和元年 10 月 8 日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

### 3 令和元年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者（U J I ターン枠）〕の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者（U J I ターン枠）〕の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

最終合格者数

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ・U J I ターン枠（行政）   | 18名 |
| ・U J I ターン枠（総合土木） | 4名  |
| ・U J I ターン枠（建築）   | 1名  |

### 4 令和元年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者（社会人経験枠）〕の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者（社会人経験枠）〕の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

最終合格者数

- |               |    |
|---------------|----|
| ・社会人経験枠（行政）   | 6名 |
| ・社会人経験枠（教育行政） | 2名 |

### 5 令和元年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

最終合格者数

- |           |     |
|-----------|-----|
| ・短期大学卒業程度 | 3名  |
| ・高等学校卒業程度 | 30名 |

### 6 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係規則等の制定及び一部改正について

#### （1）佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の制定について

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

## 【説明】

### 1 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、条例第24条の3において、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、人事委員会規則の定める基準に従い任命権者が定めるとされたことから、当該基準を定める必要があるため。

### 2 制定の内容

条例の規定により人事委員会規則で定めることとされた、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準について、以下のとおり定めることとした。

	第1号会計年度任用職員（パートタイム）	第2号会計年度任用職員（フルタイム）
勤務時間	1日につき7時間45分を超えず、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内	常勤職員の例による（条例第2条第1項の規定により、1日につき7時間45分、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分）
週休日	1週間につき2日以上	常勤職員の例により取り扱う。
休憩時間、時間外勤務、時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日	短時間勤務職員又は常勤職員の例により取り扱う。	
早出遅出勤務	—	常勤職員の例により取り扱う。
年次休暇	継続勤務年数、1週間又は1年間の勤務日数及び継続勤務期間に応じて付与 ※20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる	
年次休暇以外の休暇	(有給)①夏季②公民権行使③官公署出頭④感染症交通制限⑤災害交通遮断⑥現住居の滅失等⑦交通機関の事故⑧忌引⑨結婚 (無給)①産前②産後③育児④子の看護⑤短期介護⑥生理⑦産前産後通院⑧妊娠通勤緩和⑨妊娠障害⑩公務災害⑪病氣⑫ドナー⑬介護⑭介護部分 ※一部、在職期間等の付与要件あり	

### 3 施行期日

令和2年4月1日

## (2) 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説明】

### 1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

### 2 改正の内容

地方公務員法の引用条項を改めることとした。（第3条関係）

### 3 施行期日

令和2年4月1日

## (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

**【説明】**

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

地方公務員法の引用条項を改めることとした。(第2条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

(4) 復職時等における号給の調整の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

**【説明】**

1 改正の理由

会計年度任用職員に係る勤務条件等を定めるため、佐賀県職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

育児休業をした職員の職務復帰後の号給の調整について、条例において育児休業をした職員から会計年度任用職員が除かれたことから、運用通知においても会計年度任用職員を除くこととした。

3 適用日

令和2年4月1日

(5) 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

**【説明】**

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員の条件付採用期間及びその延長に関する事項を定めることとした。(第8条関係)
- (2) 選考により採用できる職に会計年度任用職員を追加することとした。(第10条の6関係)
- (3) 会計年度任用職員の採用のための選考に関する事項について、任命権者に委任することとした。(第25条関係)
- (4) その他所要の改正を行う。

- 3 施行期日  
令和2年4月1日

(6) 採用選考取扱要領の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 改正の内容  
佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、引用条項の改正を行う。
- 2 施行期日  
令和2年4月1日

(7) 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 改正の理由  
佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。
- 2 改正の内容
  - (1) 事務局長が専決することができる事務に、会計年度任用職員をもって補充しようとする職への採用の選考に関することを加えることとした。(別表関係)
  - (2) その他所要の改正を行う。
- 3 施行期日  
令和2年4月1日

7 成年被後見人等に係る欠格条項の見直し等に伴う関係規則等の一部改正について

(1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 改正の理由  
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部が改正されたこと等に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要があるため。

## 2 改正の内容

- (1) 基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当又は勤勉手当を支給されない職員の規定について改めることとした。(第2条及び第7条関係)
- (2) その他所要の改正を行う。

## 3 施行期日

令和元年12月14日

### (2) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 1 改正の内容

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、佐賀県職員給与条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

##### 2 適用日

令和元年12月14日

## 8 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について

### (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 1 改正の理由

令和元年11月25日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職を改める必要があるため。

##### 2 改正の内容

職の新設に伴うもの(別表第1関係)

- ・スポーツ総括監 2種

##### 3 施行期日

令和元年11月25日

### (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。



【説明】

1 改正の理由

令和元年11月25日付け組織改正等に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける職員を改める必要があるため。

2 改正の内容

期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員について、スポーツ総括監を追加することとした。(第4条の4関係)

3 施行期日

令和元年 11 月 25 日

(3) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

令和元年11月25日付け組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

次の職について職の新設に伴い新たに指定することとした。(別表関係)

本庁

・(地域交流部文化・スポーツ交流局) スポーツ総括監

3 施行期日

令和元年 11 月 25 日

(4) 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正内容

行政職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	職務の級	備考
知事	地域交流部 文化・スポーツ交流局	スポーツ総括監	8級	職の新設
知事	地域交流部 文化・スポーツ交流局	推進監 推進監(困難)	6級 7級	規定の整理 (部付 局付)

- 2 適用日  
令和元年 11 月 25 日

## 報告事項

- 1 一般職の任期付職員の選考の実施について

一般職の任期付職員の選考の実施について、事務局から概要を報告した。

## その他

- 1 行事予定について
- 2 会計年度任用職員について